

独立行政法人労働政策研究・研修機構がその事務及び事業に関し
温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

(平成20年3月31日)

(平成20年10月1日)

(平成24年4月1日)

(令和5年3月28日)

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ、令和4年5月27日一部改正)に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「機構」という。)が、自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

第1 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、機構が行うすべての事務及び事業とする。

第2 対象期間等

本計画は、令和5年3月28日から2030年度までの期間を対象とするものとする。

第3 温室効果ガス総排出量の削減目標

2013年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

第4 措置の内容

以下の措置の実施に当たっては予算の状況を勘案して対応する。

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す」との政府実行計画の目標値を踏まえて、太陽光発電の導入を検討する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

以下の取組により、建築物における省エネルギー対策の徹底を図る。

- ①建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ②今後予定する新築事業については「原則ZEB Oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す」との政府実行計画の目標値を踏まえて検討する。
- ③建築物の大規模改修時においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ④空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ⑤以下により庁舎内における適切な室温管理を図る。
 - (ア) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。
 - (イ) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - (ウ) 役職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - (エ) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑥損失の少ない受電用変圧器の使用を促進するなど設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施する。

(1) 電動車の導入

- ①機構の保有する車（以下「機構車」という。）については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する機構車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることを旨とする。
- ②機構車の効率的利用を図るため、以下の取組を行う。

- (7) 走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- (イ) アイドリングストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- (ウ) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- (エ) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入等

- ①計画的にLED照明への切り替えを行い、庁舎全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを旨とする。
- ②照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ①「2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」との政府実行計画の目標値を踏まえて検討する。
- ②再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ①パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ②機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) 自動車利用の抑制

- ①Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来館者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ②通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(6) 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(7) リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ①物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。

- ②その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ③詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ⑥プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

(8) 用紙類の使用量の削減

- ①書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ②業務における資料のペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ④コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、適切な単位で把握・管理し削減を図る。

(9) 再生紙の使用等

- ①購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ②印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

(10) 合法木材、再生品等の活用

- ①購入し、使用する文具類、機器類等の物品について、再生材料から作られたものの使用を図る。
- ②合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品の使用を図る。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 製品等の長期使用

- ①机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を行う。
- ②部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力行う。

(2) リサイクルの推進、廃棄物の減量等

- ①ごみの分別を徹底する。

- ②廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ③分別回収ボックスを十分な数で適切に配置する。
- ④不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑤使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ⑥コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑦厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑧施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑨施設から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑩廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう廃棄物処理業者に対し発注者として促す。
- ⑪物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修

(1) ワークライフバランスの確保

ノー残業デーの実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、Web会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。また、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

6 実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

実施計画の推進のため、毎年度、実施状況について評価・点検し、必要に応じ、実施計画の見直しを行う。

この計画は、平成20年3月31日から実施する。

この計画は、平成20年10月1日から実施する。

この計画は、平成24年4月1日から実施する。

この計画は、令和5年3月28日から実施する。